

**印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会 全文会議録**

開催回数	第7回			
開催年月日	平成27年11月29日(日)			
開催時間	13:00~15:40			
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室			
参加者	学識経験委員	国立大学法人千葉大学名誉教授 株式会社ちば南房総 取締役	委員長 副委員長	福川 裕一 加藤 文男
	公募による関係市町委員	印西市公募住民 白井市公募住民 栄町公募住民	委員	黒須 良次 渡邊 忠明 小野 明
	管理者が必要と認める委員	印西市吉田区 印西市吉田区	委員	大谷 芳末 齋藤 敏美
	事務局	印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター	事務局長 工場長 主査 主査補 主査補 主査補	杉山 甚一 大須賀 利明 浅倉 郁 大野 喜弘 川砂 智行 中野 竜一
	関係市町	印西市環境経済部クリーン推進課 白井市環境建設部環境課 栄町環境課	室長 主査 課長	豊田 光広 金森 隆 池田 誠
	コンサルタント	株式会社 エックス都市研究所	主任担当者 担当者 担当者 担当者	中石 一弘 鈴木 修 秦 三和子 村上 友章

※ 欠席：政所利子委員（学識経験委員）

※ 未選出：松崎区委員（管理者が必要と認める委員）

※ 傍聴人：4名

次 第	頁
1 開会	3
2 会議録について（第6回会議）	3
3 施設整備基本計画検討委員会第7回会議の報告について	4
4 地域振興策に関する意見書について	14
5 地域振興策の概略事業スキームについて（再審議）	16
6 地域振興策総合パッケージの展開種別毎の評価（様式）について	27
7 その他	33
8 閉会	36

次第1 開会

○中野竜一（事務局）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会の第7回会議を開会いたします。

まず、事務局から3点ご報告させていただきます。1点目につきましては、政所副委員長から所用のため欠席とのご連絡をいただいております。

2点目につきましては、本日の出席委員でございますが、7名でございます。よって、附属機関条例施行規則第2条第2項で規定する必要出席委員数である過半数の出席を満たしております。

3点目につきましては、周辺住民委員として選出をお願いしております印西市松崎区でございますが、現時点においても委員選出をいただいておりません。ご報告は以上でございます。

それでは、開会に当たりまして委員長のご挨拶をお願いいたします。

○福川裕一（委員長）

みなさんこんにちは。前回は会議に出席できず申しわけありませんでした。

本日も皆さんと頑張って参りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○中野竜一（事務局）

ありがとうございました。それでは、以後の会議進行を福川委員長にお願いいたします。

○福川裕一（委員長）

それでは、議題に入る前に会議録署名委員の指名をさせていただきます。順番にお願いしておりますので、今回は黒須委員と齋藤委員によろしくお願ひいたします。

次第2 会議録について（第6回会議）

○福川裕一（委員長）

それでは、次第の2番目、第6回会議の会議録についてを議題といたします。

はい。渡邊委員。

○渡邊忠明（委員）

私、松崎区からの委員選出に関する意見書をお出ししたのですが、次第の「その他」で取り扱うことによろしいでしょうか。

○川砂智行（事務局）

それでは、事務局のほうから簡単に説明をさせていただきます。

この後の議題ですが、4番に意見書についてという議題を持っておりますので、その中で取り上げていただければと思います。

○福川裕一（委員長）

お願ひいたします。

○渡邊忠明（委員）

まことに恐縮ですが、私言葉足らずの点がありましたので、17ページで、施設整備基本計画検討委員会の基準について発言させていただいたのですが、一応立場上述べさせていただきますとだけ言っておりますが、何の立場か読まれた方がわからないと思いますので、前回発言いたしませんでしたが、納税者と環境行政経験者の立場上述べさせて

いただきますと、こういうことで立場を明らかにさせていただきたいので、お許しいただければ、これを修正として出させていただきたいと思います。

○川砂智行（事務局）

承知しました。

それでは、その会議録のほうの説明をさせてください。まず、資料外別添①をごらんください。こちらは、10月25日に開催いたしました第6回会議の全文の会議録でございます。会議録署名委員のご確認が終わりましたら組合ホームページに掲載いたしますが、今、渡邊委員のほうから修正点のお話ありましたが、そのほか署名委員でない方でも修正する必要があるところがあれば、ご連絡いただければと思います。

次に、資料外別添②をごらんください。こちらは同じく第6回会議の概要版の会議録でございまして、既に組合ホームページに掲載しております。

ご説明は以上でございます。

○福川裕一（委員長）

ありがとうございました。

何かほかにご質問や意見はないでしょうか。

[発言する者なし]

次第3 施設整備基本計画検討委員会第7回会議の報告について

○福川裕一（委員長）

それでは、次に行きます。

次第の3番、施設整備基本計画検討委員会第7回会議の報告について、事務局から説明をお願いします。

○大野喜弘（事務局）

それでは、次第3につきまして、事務局よりご説明をさせていただきます。

お手元の資料外別添③をごらんください。11月15日に開催をいたしました施設整備基本計画検討委員会の第7回会議の審議結果につきまして、議題を簡単にご説明させていただきまして、その後、コンサルに詳細説明をお願いしたいと思います。

まず、1ページ目の中ほどになります。5番、エネルギーバランスについてでございます。エネルギーバランスにつきましては、本日の参考資料2といたしまして、参考資料の3ページ目にございます意見書が施設整備基本計画検討委員会の委員長宛てにも提出いただいているところでございます。エネルギーバランスにつきましては、前回の地域振興策第6回会議でご意見をいただいた内容を踏まえまして、施設整備基本計画第7回会議で改めて審議をいたしまして、2炉運転時における熱エネルギーを最大限活用することを念頭に置いた方針とした上で取りまとめ、具体的な発電規模、再利用等を含む排熱利用や全炉停止中の熱源設備の確保など、地域振興策の施設規模などを踏まえまして、次の中間処理施設の発注までの間に検討するということで決してございます。

次に、6番、防災拠点についてでございますが、1ページ目の一番下から2ページ目にかけてごらんいただければと思います。今後、現在ご確認いただいております施設規模の再検討や施設の災害時の位置づけにつきましては、関係市町で策定してございます災害廃棄物処理計画や地域防災計画との調整を要するところでございます。廃棄物処理施設に求められる機能の確保、地域振興策施設との連携、機能活用についてご確認をいただきまして、地域振興策検討委員会の検討を踏まえ、整備、取りまとめこととなってございます。

最後に7番、事業方式につきましては、公設公営方式と民設民営方式など、7つの事

業方式から近年の動向を踏まえ、3つの事業方式に絞り込みを行いまして、次回の第8回会議におきまして総合評価をする予定となってございます。

なお、施設整備基本計画検討委員会におきまして、自然環境の分野に精通した学識委員として委嘱をさせていただきました長谷川雅美様におかれましては、10月20日付で一身上の都合による辞職願の提出があったところでございます。それに伴いまして、同月26日をもちまして解嘱となりましたことをあわせてご報告をさせていただきます。

説明につきましては以上でございます。

○福川裕一（委員長）

ありがとうございました。

それでは、もう一つ。

○中石一弘（コンサルタント）

私から今の説明につきまして、補足させていただきます。

お手元の参考資料1をごらんいただければと思います。今、第7回の施設整備基本計画検討委員会の概要説明がございましたが、そちらの項目の中にエネルギー・バランスと防災拠点化について、こちらの資料をもとに説明させていただきます。

まず最初に、エネルギー・バランスについてでございます。こちらにつきましては、発生するエネルギーを全て使い切るというような方針案が出てございますので、そちらの案をベースに、2炉運転時に発生する熱エネルギーを最大限活用するケースとして2ケースを設定して計算してございます。1つは、熱供給を最大にしたケースでございます。こちらは、発電量を最小限にいたしまして、その他の回収される発電するエネルギーを全て熱供給する熱源としてバランスを考えたものでございます。

基本的には2炉運転時を最大限とした場合につきましては、この上の表のとおりでございます。回収エネルギーとしては24ギガジュール・パー・アワーございますが、その中から今回施設を運転するために必要な発電、電力の量がございますので、それらの部分が4.5ギガジュール・パー・アワー必要でございます。こちらを差し引いた量として、熱の場外利用ということで、熱源になるということでございまして、単純に回収エネルギーの24ギガから施設で使う発電量、これが4.5を引いたものが熱の場外利用として、2炉運転時の欄の米印1に書いてございます19.5ギガジュール・パー・アワーになります。こちらは、あくまで発電をした場合のエネルギー換算量になりますので、これを排熱として捉えた場合については42.4ギガジュール・パー・アワーの熱量になるということでございます。ただ、こちらの2炉運転時というものは166日間になります。

これに対しまして、1炉運転されるというのがこの上の行にございますとおり358日間ございます。そういう中で、1炉運転のときには、こちらにございますとおり回収エネルギー10.4に対し、発電して場内で使うものは3.6ギガジュール・パー・アワー、そして残りの熱を場外に供給できる分が14.7ギガジュール・パー・アワーになりますが、これを2炉運転時をベースにいたしまして、常に2炉運転相当の熱を供給すると。外部に供給するということになりますと、その分のバックアップが必要になってくるということで、この1炉運転時のバックアップによる熱補給として27.7ギガジュール・パー・アワーの熱量を補給する必要があるというような計算になってございます。

それに値する日数が192日ということで、基本的には1炉運転時の358日に対しまして、2炉運転時の166日を差し引いた日数分をバックアップが必要になってくると、こういった計算でございます。

これに対しまして、ケース2といいたしましては、発電を最大に行った場合ということを想定したエネルギー・バランスを検討してございます。下の表でございますけれども、発電を最大にした場合の回収エネルギーとしての1炉、2炉ということで、こちらに記載しているとおりでございまして、6.7ギガジュール・パー・アワー、15.5ギガジュール・

パー・アワーということで、こちらに対して場外利用する電力量を差し引いた分を売電するということで、売電量としては3.1ギガジュール・パー・アワーと11.0ギガジュール・パー・アワーということになってございます。こちらは、全く熱の場外利用をしないということで、基本的には売電の量というのが1炉運転時と2炉運転時に差がございますが、全てこれは売電をするということで、特にバックアップを考えていない場合の一つの計算方法として記載をしてございます。

今後の検討につきましては、この2炉運転時における熱エネルギーということを最大限活用するということを念頭に置くわけなのですが、それを前提に具体的な発電規模であるとか、発電後の温度の下がった蒸気の再利用、あるいはカスケード利用ということについて、今後の施設の発注段階に至るまでの間に検討をしていくというような方針でございます。

また、補助ボイラー等のバックアップ設備につきましても、法定点検等の全炉停止期間というのが最大でも7日間あるということで、こちらの供給自体にかかる補助、バックアップということについては、これは焼却施設側で持つのか、それとも熱を利用するほうで設置するのか今後検討が必要になってくるということでございます。

以上がエネルギーバランスについての説明でございまして、1ページめくっていただきまして、2ページ目に、こちらが災害時に廃棄物処理施設に求められる機能ということでございます。その機能のイメージといったしましては、このページの図1をごらんいただければと思います。こちらにございますとおり、今回求められる機能として大きく3つの機能を設定して、方針として定めております。特に1番目、このページの1番目にも記載してございますが、強靭な廃棄物処理システムの具備というのがございます。こちらは、今回の施設整備の交付金を充当していただくことにおきましては、交付要件として定められている項目でございまして、具体的に1、2という形で書いてございますとおりで、これらの機能を備えるということが求められております。そういうことで、これは必要条件としてこのような設備方針ということを掲げてございます。

また、2番目としては、安定したエネルギー供給ということで、電力、熱ということを地域振興策、施設のほうに安定的に供給するという検討が必要だというところの方針でございます。

3つ目といったしましては、災害時にエネルギー供給を行うことによる防災活動の支援ということで、今回の施設整備におきまして、実際の空間スペース等ございましたら、そちらのほうの活用として、これらの防災活動の支援のスペースというふうな活用も考えられますし、またエネルギー自身もそれらの防災活動の支援の一部という形の活用は考えられます。こういったことで、地域住民の避難救護、こういった拠点としての役割というものを、それらのもろもろの機能を用いることで、支援の一部にしたいというような方針でございます。

以上が内容の説明にかえさせていただきます。

○福川裕一（委員長）

どうもありがとうございました。

○大谷芳末（委員）

質問いいでしようか。

○福川裕一（委員長）

はい、ではどうぞ。

○大谷芳末（委員）

初步的な質問で、わからないところを教えてもらいたいのですが、エネルギーバランスのケース1とケース2で、どちらもパラメーター、回収エネルギーがあるのですが、上と下で数字が違うのは、どういったことからなのでしょうか。

○中石一弘（コンサルタント）

今のご質問に回答申し上げます。

まず最初に、ケース2のほうから申し上げます。こちらは、完全に発電に供するエネルギーの量ということで、それにおいて回収できるエネルギーというのは6.7ギガジュールと15.5ギガジュールでございます。これに対しまして、ケース1につきましては、それ以外に熱自体を場外利用できるということで、要するに同じエネルギーのものから発電に使えるエネルギーと熱を利用するエネルギー、こちらが基本的には違う熱となっております。そういった中で、回収エネルギーに計算しているケース1というのは、本来発電には回っていかない熱の量を、発電を供するエネルギー換算をした形で回収エネルギーに記載してございますので、そういった点から若干エネルギー自体の回収できている量が変わってきているということでございます。

○大谷芳末（委員）

すみません、よく理解できないです。みなさん理解できましたか。

こういう解釈でいいのでしょうか。ケース2は場内排熱を差し引いた発電に使うエネルギーと解釈していいのですか。

○中石一弘（コンサルタント）

はい。

○大谷芳末（委員）

それは、ケース1は場内利用も含めた回収エネルギー。

○中石一弘（コンサルタント）

両方とも場内利用も入っています。ただ、ケース2の場合だと、逆に売電に使えるエネルギーだけを回収するという考え方です。

○大谷芳末（委員）

何か回収方法が違うということでしょうか。

○中石一弘（コンサルタント）

はい。

○福川裕一（委員長）

電気が効率悪いのですか。

○中石一弘（コンサルタント）

はい、そうです。ですから、例えば欄外に書いてございますケース1の表の4行下に書いてございます米印1のところですが、エネルギー回収率の計算では電気と等価の評価をするために0.46を乗じますと。ここがみそでございまして、ここを今アスタリスクのところで換算してございますので、ここは少しあわかりにくいと思うのですけれども。実際の場外熱利用できる分というのが、1炉ですと14.7ギガジュール・パー・アワーございます。こちらの数字は、ちょっと見ていただければ、発電するための、発電、場内利用というのが、3.6を足したときに18.3相当となるのですけれども、ここでは実際の等価計算をした6.8というのをこの3.6と足し合わせて回収エネルギーという表現をしているということです。

○福川裕一（委員長）

ケース2で発電して、例えば1炉が6.7ギガジュールしか使わないわけですが、上のケース1の10.4とか、差額は使えないわけですか。

○中石一弘（コンサルタント）

それは基本的には熱利用として、その分を使うということで想定すればいいのですけれども、そういった場合についても、また設備の投資等の関係ございますので、ここは一部経済的な部分も含めた形で、一般的なケースでいきますと、最大限やるといったときには、設備投資とのバランスを考えた形でのエネルギーバランスになってございます。

○大谷芳末（委員）

難しいですね。

○福川裕一（委員長）

ちょっと次の質問とも関係しているのかな。

○中石一弘（コンサルタント）

ちなみに、こういった表現をしていますのは、この交付金を交付される場合の要綱にエネルギー回収率という計算をすることになってございます。そのときの計算式の分子にできるエネルギーの計算の量というのが、この左側の回収エネルギーということになりますて、その辺を表現することを意識して、ちょっとこういった、ご質問いただいたようなわかりにくく表現になっているというところでございます。

○福川裕一（委員長）

関連する意見書が次にありますか、この説明をしますか。

○川砂智行（事務局）

それでは、次の参考資料の3ページをごらんください。関係する意見書のご説明、簡単にいたします。

この3ページの意見書につきましては、住民の方からご提出をいただきました。内容といたしましては、余熱利用と発電の関係について3つのケースを試算されております。この試算を踏まえて、どのような地域振興策が考えられるか検討を進めてほしいとの趣旨でございます。

なお、この意見書につきましては、先ほど事務局、大野から説明がありましたように、施設整備基本計画検討委員会宛てにも提出がありまして、同委員会の第7回会議における参考資料として提出しております。

続きまして、参考資料の7ページをごらんください。こちら大谷委員からエネルギーバランスのご提案のほか、関連してバックアップや発電設備に関する考察、また課題などに関する意見書をご提出いただきました。

ご説明は以上でございます。

○福川裕一（委員長）

それでは、次にプロジェクトで大谷委員からの意見書のご説明をお願いします。

○大谷芳末（委員）

意見書に対する一応ご説明をさせていただきたいと思いますが、ほとんどパワーポイント形式でやっておりますので、少し言葉足らずですが、補足しながらご説明したいと思います。

これは前回の地域振興策検討委員会で、コンサルタントのほうから出されました1炉、2炉運転する場合の一例としてのパターンです。先ほどもご説明しましたが、1炉のときは14.7ギガジュールの排熱、2炉のときは42.4というのが利用できるというふうなご説明がありましたが、もうちょっとわかりやすくするためにまとめたものがこの資料で、先ほどのパターン、延べ日数等14.7、それと42、そういうのをみんな掛け合わせたのをトレンドで示した例です。

ここでおわかりいただけすることは、この14.7ギガジュールというのは、この赤点線の間、これは年間通じて利用できる範囲。ただ、1週間程度の全炉停止の期間がどこかの時期にあるということを考えますと、安定して通年、14.7は当然このとおり使われています。もちろん発生熱から場内利用エネルギーは差し引いた状態になります。

ところが、2炉運転というのは非常に不定期に通年を通して発生するという排出の仕方になります。そこで提案しているのは、この通年で利用できる14.7ギガは、通年営業の排熱利用事業者が使えばいいではないでしょうかと。そうすると、バックアップはこの全炉停止のときだけ考えればいいです。もしくは途中で不測の故障が起きたときに考

えればいいですけれども、ということで先ほど施設のほうで検討されたバックアップで最大限が27という数字がありましたが、そこまでとる必要はないんじゃないでしょうかと。この14.7をバックアップすればいいのではないでしょうかかというのが一つの提案です。

この不定期に出る42ギガ、これももったいないですねと。累積しますと、この熱量というのは年間のおよそ半分になってしまいますので、もったいないですね。でも不定期ですねと。どうやって使いましょうかというのは、不定期でも受け入れができる事業者で活用したらどうでしょうかかというのが提案です。

あと、もう一つここで言いたいことは、発電はフル発電できる規模の設備を設けたほうがいいのではないでしょうかかというのが一つの提案です。理由は後ほどまた説明します。

14.7ギガというのは、どういうレベルかということを考える上で、これは参考資料ですけれども、現在地のこの周囲では、地域冷暖房をやっている千葉ニュータウン熱供給(株)に現在地の焼却量の排熱が、現在地は3炉ですから、これも恐らく不定期にこの会社に送られているのは何だろうと思いますが、この会社の昨年度の年間供給量というものがホームページに載っておりまして、これが単純平均すると18ギガですよという数字になります。18ギガというのは、前々回のコンサルさんから提示いただいた冷暖房能力で必要熱量というサンプルがありましたら、例えば福祉施設というものが2,400平米で60人使用規模の建物が、このくらいの能力が冷暖房で要りますというものがありましたので、これを適用しますと、この18ギガジュールというのは2万7,000平米に相当します。

ただ、つじつまが合わないのは、はるかにイオンモールは広いのですが、ここには熱は行っていないみたいで、こちらは高層階ですね。これもホームページ発表ですが、大変な延べ床面積ありますから、なかなかこの辺が一致しないのは、私素人なのでよくわかりませんけれども、もう一つはこれは単純平均で18ギガです。恐らく使われるのは、夏、冬が大量にエネルギーが使われて、秋、春はそんなに排熱を使っていないのだろうと予想されます。ですから、固まって恐らくこういうビル群に供給されていて、最大能力はもっと高いのだろうなと思っています。

もちろん前回報告しましたが、千葉ニュータウン熱供給(株)はエネルギーセンターを自前で持っていますから、追いだきできる設備、それと冷房のための巨大な水槽、バッファ水槽を設けていたりしますから、恐らく夏、冬に集中的に供給されているものだと思います。はるかにこれが多くの時期には供給するものだろうというふうに想定しています。とりあえず今はこの18ギガの規模、それと今回、次期設備の常用できる14.7というイメージが大体近いものですねということをご理解いただければといいと思います。

今申し上げました14.7ギガ、これは先ほどの福祉センターの数量をまた換算しますと、14.7に対しては2万2,050平米の冷暖房を賄えることになりますので、参考のために加藤副委員長のとみうら枇杷倶楽部を考えると、こちらがホームページ上で1,460平米と記載されていますので、この2万2,000の15個分あります。道の駅とみうらを15個賄える規模ですねということが想像されます。

あと、敷地全体の面積から見てみると、とみうらの敷地面積はおよそ1ヘクタール、それから参考までに時々田園プラザかわばが出来ますので、ここを見ると5ヘクタール、さっき出したイオンモールがこれくらいであると、敷地面積が出てきます。吉田区の台地は、まだざっと建設工事に、あの台地の何倍くらいあるかなと考えると、15ヘクタールは優にあります。事務局の参考意見を伺いましたら、18ヘクタールはあるのではないかとおっしゃっていましたが、これくらいの敷地がある。恐らく地域振興策、現状出ている案の大半はこの14.7ギガで賄えるだろうと推測しています。

参考までに、田園プラザかわば、これを見てみると、先ほど申し上げました敷地は

5ヘクタール、集客数、売り上げ、これは参考にしてください。総事業費が、これは実は33億円かかっているというのがわかりました。運営は第三セクターでやっています。先ほど申し上げたとおり、吉田区は3倍くらいあるので、この施設の3倍くらいはつくれますよと。お金は3倍くらいかかりますよと。ちょっと前ぶれをしておきます。

それと、施設の排熱の出ていき方と、いろんな振興策がありますが、事業者の使い勝手はこのように違うのですよというのが一目でわかつていただけだと思います。これは、たまたまクリーン推進課のご協力で、市のデータを過去にいただいたのを参考までに示しました。恐らく常用でいろんな機器とか照明は、年間通じて常用で使われますが、冷暖房に関してはこのように当然山谷があつて使われると。使用者側は、こういうふうに変化があつて使いますよというのが事実だけれども、排熱は勝手に出ていると。この辺をうまく整合させなければならないですねというのが一つのもので、需要期、バックアップを備えていれば、もし需要期に足りなければ、バックアップがありますから、追加できますねという、安全側にありますねということが考えられます。それをバックアップどういうふうに設けるかということも将来の検討課題になると思うのですけれども、もしくは過度に設けていると、安全、このピークを貯えるという安全側に立つことができます。

このバックアップの考察ですが、14.7ギガで恐らくいいだらうと今のところ思えます。この能力を持っていれば、当然全炉停止、不足が故障時に貯えます。先ほど申し上げましたように、季節変動値と、近年猛暑が時々来ますので、14.7ギガでもちょっと足らないなんてことがあった場合、バックアップがあると安全側で追いだしができます。

それともう一つは、防災拠点化構想で、現状施設でごみピット能力はどのくらいで固まっているのかちょっとわかりませんが、およそ1週間分でしょうか。では、ちょうどピットのごみがなくなったとき大震災が来たらどうしますかと。燃料がないので、温水も電気もつくれません。バックアップがあれば貯えますという発想です。

このバックアップは、イニシャルコストはかかりますけれども、平時は恐らく14.7ギガの常用でなりますから、燃料を使って炊く必要はなくて、ランニングコストはほとんどかからないだらうと予想されます。非常事態では、それと全炉停止のときだけに動くということですから、そんなにふだんは燃料を使わないという考え方です。

あと、発電機の考察を整えていますけれども、2炉運転のときはマックス50ギガ出る計算になりますので、通常は抽気スチームで地域振興策に14.7ギガを回しておけばいいかなと。その他は地域振興で14.7ギガしか使っていなければ、2炉運転のときにはさらに42ギガくらい、これは捨てるはもったいないし、別の使い方もありますが、発電機を回せるように能力を最大にしておいたらどうでしょうかという提案です。

あと、この14.7ギガというのは、恐らく地域振興策で、昼間フルに使ったとしても、夜になれば相当減ると思います。そういうものも全部発電できるようにしておけば組合の売電収入になりますねと。ですから、前回の会議でコンサルに確認しましたけれども、大きな発電機でもって、それをレギュレーションしたりするということが技術的に容易なのであれば、大は小を兼ねるで、大きいのをつけたらどうでしょうかという提案です。それと、防災拠点の構想で、復旧にどのくらい時間かかるかわかりませんけれども、先ほど言った燃料となるごみが枯渇しても、バックアップがあれば回せるということで、あるいは2週間に、長期にわたったなという場合は、防災拠点化のほうからバックアップを使って、さらに余った電気は外部供給できますねという利点があります。

あと、残りは2炉運転のときの不定期に出る排熱、これは先ほど申し上げましたが、46%にもなるので、これもうまく不定期でも使いこなさないと、大気に捨ててしまうだけになりますのでもったいないですし、発電機で全量発電できるという部分があれば売電収入という考え方になります。不定期でも使い切る工夫があればいいです。考えられ

る利用方法としては、不定期でも年間半分くらいは非常に安価なエネルギーが使えるということだと、蒸気を大量消費するよういろいろな事業者は、例えば給食センター、食品加工、クリーニング工場なんて出してありますけれども、年間半分ででもローコストのエネルギーが使えるというのは、きっと事業者にとってメリットあるでしょうと。残り年間半分は自前のエネルギー供給、売電なり、ボイラー炊くなりしてもらえばいいのですが、半分でも貰ってもらえるというのは、きっとメリットあるのでしょうかと予想しています。

それと、一例として、北総病院のような電力を大量消費するところがトランシスヒートコンテナでうまく経済的に運べるようになれば、北総病院もそれを使ったときだけ電気を東電から買う必要ないのだから、恐らく不定期でもメリットあるのではないかというふうに想定されます。

それと、さらにこのトランシスヒートコンテナの技術がもう数年で発達して、蓄熱率が発達すれば施設もしくは地域振興策の施設内で、その蓄熱でバッファしておけば、さらに常用で運用できるという工夫ができるかなというふうなことで、議論点の不定期エネルギーもいずれ何とか使い道があるのではないでしょうかという点がありますね。

だけれども、最終的なご説明は、この焼却炉が50ギガ、2炉動いたとき、これをどういうふうにうまく使いこなすというのが、このタービンは、この前のコンサルの説明だと、50ギガ丸々発電すると4,300キロのパーセントをおっしゃいましたけれども、タービンは、発電機がこのくらいのものを設けていて、大体場内の自家消費電力というのはもうこの前発表されていますからわかっていますね。それと、こちらはまだ全然決まっていませんので、どのくらい電気使うかわかりませんけれども、こちらに給電して、残ったものがフル発電できるようにしておけば売電できるでしょうという考え方です。1炉動くか2炉動くかわかりませんけれども、14.7ギガは安定して引き出せるという話ですから、全炉停止以外ですね。14.7ギガは地域振興のみに回して、給湯あるいは冷房、冷凍に回せばいいでしょうと。

ただし、2炉動いたときに、不定期ですが27.7ギガというものが出てきますから、これは先ほどのご説明で、きっと不定期でも喜ぶ事業者がいるのではなかろうかという見方で使いこなしたらどうでしょうかというのが提案です。同様にバックアップは14.7ギガを設けておけば、いろんなバリエーションが選択できるわけです。バックアップ持つていれば、場合によったら発電することもできるし、いや給湯しよう、いや冷凍しよう、自由な使い方ができるわけです。こういうふうにしておいたほうがいいのではないかでしょうかというのが提案です。

○福川裕一（委員長）

どうもありがとうございました。

それでは、これらについてご意見、ご質問はないでしょうか。

はい。

○大谷芳末（委員）

地域振興策検討委員会宛てに提出しましたが、施設整備検討委員会でも取り上げていただきたいですし、皆さんご賛同であれば、地域振興策検討委員会の結論としても、施設整備検討委員会のほうへ、はかるというふうにしていただければいいと思います。

○福川裕一（委員長）

すいません。もう一度お願ひします。

○大谷芳末（委員）

地域振興策検討委員会の結論として、施設整備検討委員にも提言申し上げるということです。

○福川裕一（委員長）

これ全てについて、ここで結論出す必要はないですよね。こういう提案があったということを記載すればいいということですね。

○大谷芳末（委員）

はい。

○福川裕一（委員長）

いかがですか。

はい。

○黒須良次（委員）

大谷委員からのご説明の中で確認なのですけれども、14.7ギガジュールですか、これが安定的に使えるということで、説明事例としてニュータウンのビル街と、それからイオンのモールがあつて、延べ床がかなり、10万平米くらいですか。それで、先ほどご説明では、14.7ギガは床面積で2万2,000というお話ですね。

○大谷芳末（委員）

その辺がまだわからないところです。

○黒須良次（委員）

オフィス街まで含めると、ニュータウンの建物自体がもう2万平米は軽く超えていますから、何かそこら辺の実際の規模的なところでは、どっちなのかというのは、今聞いた中ではわかりにくかったのですけれども。かなり開きがあるのかなということで。正確な数字を、あたっていただければ助かると思うのですけれども。

○福川裕一（委員長）

大谷委員がやっぱりこれらの立証責任が必要になると思いますので。事務局のほうで、もう少しこれについては精査してみてはどうですか。

○川砂智行（事務局）

供給内容、供給条件などを確認した上で、なぜこれだけの開きがあるのかというのを、次の機会にご報告さしあげます。

○福川裕一（委員長）

では、大谷委員の前半の部分については、基本的に、今ここでいろいろ構想しているものは十分に貰えるということですね。それ以外はどこまで効率的にいくかということで、その工夫はあるでしょうけれども、それで幾つかのご提案があったということですね。

ほかはいいですか。きょうの趣旨は、むしろ後半、次の課題でございます。

○渡邊忠明（委員）

念のためですけれども、大谷委員と実態の乖離を次回委員会に報告いただくのですけれども、施設整備のほうの委員会にもその乖離をわかるようにしてご報告されるという理解でよろしいですね。

○川砂智行（事務局）

はい。エネルギーバランスについては、両委員会である意味では共有しなければいけない内容だと思いますので、今、渡邊委員がおっしゃったとおり、両委員会の共通事項として取り扱いさせていただければと思っています。

○福川裕一（委員長）

施設整備検討委員会は、次の地域振興策検討委員会より先にあるわけですから。では、その結果をまたここでお話ししていただけたらと思います。

はい、どうぞ。

○黒須良次（委員）

いずれにしても、今ご説明伺った中では、14.7ギガというのが安定的に地域振興のた

めに使えるストックとしてあるよと。これをどう、施設で使うのか、あるいは地域振興でまたそれをお金にかえて、売電して使ったり、運営費に充てるのか、どのくらいそのうち、全部地域振興に充てたほうがいいのかどうか、そこら辺の切り分けというのですか、何か目印的にどのくらいまで、14.7ギガ全額を経済的利益を全て地域につぎ込んでいいかどうかという議論というのが少しあるのかなと。それを、もっと大きく全体的に、そのエネルギーバランスとか、その施設全体の経営というのですか、安定的にやはり、経営、安定的に動いていかないといけないので、その中から見たときに、14.7の全部なのか、あるいは5割なのか、3割なのかというような地域振興として活用していたほうが、これは全体のバランスの中からいっても適正であり、持続的でありということで、そういった視点からもやはり検討したほうが落ちつきどころが出てくるのかなと思います。

○福川裕一（委員長）

多分、その議論は次の課題だと思います。つまり、多くの方はかなり本格的に施設をつくって運営するという前提でお話ししていますが、実際はほかの方の意見などでは、そういうことではないこともあるかと思いますので、今の大谷委員からあったのは、これまで検討してきたようないろんな施設をきちんと全部やった場合のご提案だと思いますが、そうでないという方法もなくもないで、それはそこのエネルギーバランスをどう使うかということが前提になると思うのです。それについては、改めて次第5で出てくるというふうに考えていいですか。

○川砂智行（事務局）

次第6でお願いします。

○福川裕一（委員長）

次第6でもう一度その辺どうなるという整理が必要だという、結論は出ませんけれども、議論になりますので、ちょっと後の会議の、全体を通して、もう一度頭におきながら、具体的に行きます。

はい、どうぞ。

○中石弘一（コンサルタント）

福川委員長のほうから、先ほど参考資料1のエネルギーバランスについてのケース1、ケース2の回収エネルギーの差についてのご質問あったのですが、補足いたします。

基本的なものとしては、発電を使うためのいわゆる熱の媒体、以前、中温域や高温域とか、もちろろございましたが、そういう部分の条件の部分、若干異なりますので、そういう意味では、ここで言っている回収エネルギーは、基本的なものとしてはボイラーから出てくる発生エネルギーを回収できる最大の数値になっています。その差分としていろいろ使うという検討は、これは発電後の温度の差があった熱量部分でのカスクードというような形の実現になるので、そういったことで区分しているということでご理解いただければと思います。

○福川裕一（委員長）

わかりました。下に書いてあるものですね。

よろしいですか。

[発言する者なし]

次第4 地域振興策に関する意見書について

○福川裕一（委員長）

それでは、今の話を念頭において、次の次第4にいきます。

では、次第4、地域振興策に関する意見書についてです。では、事務局から説明をお願いいたします。

○川砂智行（事務局）

ご説明いたします。本日の会議に当たり、先ほどご紹介した意見書2通のほか、参考資料20ページのとおり、渡邊委員から松崎区の検討委員会、委員参加に関する意見書の提出をいただきました。

ご説明は以上でございます。

○福川裕一（委員長）

では、渡邊委員の意見書について、ここで取り上げてやりたいと思いますので、説明をお願いいたします。

○渡邊忠明（委員）

ごらんいただいているかとは思うのですが、私、議事録いただいたのが大分遅かったのですが、何の会議でもそうすけれども、フェース・トゥー・フェースでお話し合いしているときというのは、割と和やかなムードでやわらかい感じで意見交換がされているかもしれませんけれども、こうやって文字にしてみると非常にきつく読める。これは、もうあらゆる場面でそうなのです。私個人も県議会の答弁まろやかに、国会の答弁もまろやかにやっているのですけれども、議事録になって読まれると、非常に厳しいこと言っているなという指摘を受けてきた経験からいうと、あるいは私そういうことで、文字しか読んでいないので、松崎区の方々には誤解だよと言われる面があるかもしれません。とにかく結論からいえば、意見書をいろいろ拝見すると、吉田区と同じように松崎区も道路だ、側溝だという、インフラでもお困りだし、また地域振興策についてもペイするのとか、いろいろご心配の向きがある。そういう面から、そういうご心配されているのだったら、ぜひここに来ていただいて、一緒にお話ししましょうよというのが趣旨です。そういうことで、1点目はまず事務局にはこういう大事な情報は早く欲しかったなど。そうすれば、もっと早く提案して、松崎区おいでよというラブコールはできたのかなと、そんなふうに思っております。

それで、ダイオキシンの問題、最終処分の問題、あるいは排水の問題とか、いろいろ話し合いで出て、事務局あるいは施設整備検討委員会の学識経験者から説明されて、大体納得していただいているのかなと思うのですが、一番は、要するに9月5日の松崎区への説明が唐突にぽんと来たではないかという。それで、我々はもう委員会に委員出さないのだよというような論調なのですが、実はそうではなくて、用地検討委員会のとき、その候補地の地域住民の皆さんとの理解度、協力度をはかるために、委員が手分けして聞いたのは1回だけですが、吉田区はたしかそれとは別に説明会を求められ説明会へ行ったと記憶しています。

それで、松崎区さんもそれだけ強い意見をお持ちであれば、あの用地検討委員会というのはいつでも意見書を出したり、そういう説明に来てよという要望ができたわけですから、何回読んでも、何で今ごろ来たというご指摘は私としては納得しかねるかなということで、2番目書かせていただきました。要するに派遣していただいて、委員会で反対意見、疑問、地元の要望をご発言いただいて、その上で改めて松崎区の当該事業にかかるご意見をまとめられるということが実り多いのではないかというふうに確信しますので、ぜひ一日も早く松崎区の委員の方にもご参加いただきたいというのが結論です。

また、そもそもということで書いてございますけれども、用地検討委員、非常に多様

な学識者だけではなくて、公募住民、多様な価値観と多様な経験を持った人が集まって、喧々諤々の議論をしました。委員が全部行ってヒアリングすると、圧力かけることになるので、手分けして行ったわけですけれども、ほかの委員もDVDを見て、臨場感を持ってお聞きしているので、吉田地区の選定評価に当たっては、松崎区の反対意見というのも評価に反映されていたと私は信じています。少なくとも私は厳密に取り入れました。

なお、こういう現在動いている委員会に参加固辞されるという強い拒否のご意向であれば、用地検討委員会のときにほかの地区は意見書ということでもう出されましたし、吉田区はもう一回きちっと説明会やってくれというようなことでやってきたわけですから、そういうことをしていただければ、その重みというのが斟酌されたのではないだろうかと。私は、行政に住民意見が反映されるなんていうことがあり得ない時代から、住民の皆さんのお意見を尊重してまいりましたので、私が見ても用地検討委員会というのは、今まで民間の施設の立地も含めて、要するに住民の意見というものが反映された、それも各地区候補地を回って、たった1回かもしれませんけれども、ご意見をお聞きしてやってきたので、手続論的には非常に住民の皆さんのお心配に寄り添った委員会だったのでないかと私は考えております。

4のところ、そういうことで結論になりますけれども、そもそも用地検討委員会というのは、各市町の議員さんからなる組合議員の議決を経て設置された用地選定に係る委員会により、それで答申がされて、今言ったような経過で、民意がかなり反映されたと考えられると私は信じているのですけれども、答申されて、各市町の首長から成る管理者によって決定されたわけで、非常に民主主義のルール以上に丁寧な手続によって選定された候補地吉田地区ということで、ご参加いただけない、つまり以下、ちょっと今読み直して、変えたいと思います。つまり第三者にわかりやすい理由がない状態で参加を固辞されることはあると私は思っています。社会的に納得される合理的というのではなくて、第三者にわかりやすい理由がない状態で固辞されるのはいかがなものですかということを申し上げたいと思います。その部分、何回読んでも、事前に何の話もなく決めて、今ごろ説明に来て何だと。だから、委員出せないよというふうにしか読めないものですから、このところは過去の経緯も振り返っていただいて、よろしくお願いしたいということで、ちょっときつい表現はまろやかにしたいと思います。

それと、3点目ですが、ここの委員会の先生ではなく、むしろ施設整備基本計画の先生方にお願いすべきなのだろうと思うのですけれども、私10年くらい前、2年ほど環境のコンサルで、土壤汚染を大分やりました。あの時、物すごく土壤汚染が問題になって、要するに環境大臣が指定した調査機関が調査した結果にもかかわらず、住民の皆さんの危惧が拭えない、こういうときは大学の先生等をファシリテーターということで、第三者的に行司役さんというのでしょうか、事業者と調査機関の説明はこうなのだよということで、わかりやすくインタークリテーション、通訳してあげて、それで共通の理解を促進するということが一般的にもめたときの手法として取り入れられたので、用地検討委員会のときは口ずっぱく、委員の先生にはそういうファシリテーターの役目をやってくださいねと言い続けてきていたのですけれども、そういう意味で、これからもう一回ですか、話し合いがあると思うのですけれども、意見交換の場合、中立的な立場で、議事録読むと、基準面については丁寧に解説されていますけれども、そもそも論で、この用地が何で選定されたのという経過を知つていらっしゃる先生もおられますし、委員長さんはやっぱりそういう経過を踏まえて住民の皆さんと接触しているはずなので、もうちょっと踏み込んだご発言があつてよかったですかなということで、3をちょっと、学識経験者の委員に、特に施設整備基本計画の学識経験者にはお願いしたいということですとまとめさせていただきました。

以上です。

○福川裕一（委員長）

どうもありがとうございました。

それでは次の次第もありますが、ここで休憩を挟みまして20分から開始しましょう。

[休 憩]

次第5 地域振興策の概略事業スキームについて（再審議）

○福川裕一（委員長）

それでは、始めさせていただきます。

あと、議題は5と6です。これは、きょう初めてというよりも、1回審議しておりますので、より充実した議論ができればいいのかなと思います。

それでは、次第の5番目の地域振興策の概略事業スキームについて、これを説明してまいります。

○川砂智行（事務局）

ご説明いたします。

次第の次にとじております会議資料1ページの地域振興策の概略事業スキームをごらんください。この事業スキームにつきましては、ただいま委員長からお話をありましたように、9月27日に開催いたしました第5回会議に引き続く再審議でございます。今回の資料につきましては、スキームごとの特徴やメリット、デメリットなどの各項目を地域住民の立場に立って、記号で判定及びコメントを記述しております。

1ページの事業スキームにつきましては、道の駅的な機能を有する複合施設を展開する際に考えられる事業スキームの各案、次の2ページにつきましては、排熱利用事業を展開する際に考えられる事業スキームの各案、次の3ページにつきましては、左側が集落内における道路整備などのインフラを整備する事業スキーム、右側が自然公園的な整備を進めるフィールドミュージアムを展開する際に考えられる事業スキームの各案でございます。

なお、各スキームの最後に評価欄がございますが、実際に選択するスキームやスキームの組み合わせなどにつきましては、答申の後に行う周辺住民の皆様と組合との協議により決定する運びとなります。また、当該協議につきましては、この資料を用いて行いたいと考えておりますので、各項目の判定や記述しているコメントなどについて、皆様に幅広いご審議をいただければと存じます。

それでは、私からは以上の概略説明にとどめまして、詳細につきましてはコンサルタントからご説明を差し上げます。

○中石一弘（コンサルタント）

それでは、会議資料の1ページから詳細な内容について説明させていただきます。

まず、1ページ目の道の駅的機能を持った複合施設でございます。こちらについては、大きく3つの区分事業スキームを整理してございます。公設公営という形、これは施設をつくる、運営する、いずれもこれは公共側でやるという形でございます。これに対して、公設民営、これは指定管理者制度を使った事業というイメージでございます。これは3つに区分してございます。

まず、一番左ですけれども、これは地元の方、地域が基本的なものとしては運営主体になりまして、全ての事業について運営の契約をすることによって事業全体にかかわるという内容でございます。その隣、真ん中でございますが、こちらは運営主体が第三セクターということで、地元の地域住民の方がもちろん含まれる中、公共側と、場合によってはその他プラス民間の方、あるいは公的な団体というのが組み合わされた方で第三

セクターというのが運営主体になるというイメージでございます。

その隣の右側、右から2番目になりますが、これは民間企業、NPO等が指定管理者になりますして、こちらが主体的に複合施設を運営すると。その中で周辺住民の方自体が、その中でいろいろと一部関与していくというようなイメージでございます。

一番右端が民設民営ということで、いわゆるPF1という形で、基本的な事業の主権は公共側にありますけれども、施設の設備、運営、維持管理等は全て民間に委ねるといったような内容でございます。そういう見方からいきますと、左側から下段、法的な整備運営に位置づけられまして、一番右端が、一応公的な運用としての事業スキームなのですけれども、整備運営等をほとんど民間に委ねるといった形で、右側に行くほど民間の色合いが強いというふうな形になっております。

そういう中で、こちらの下の評価区分でございますが、この項目については、先ほどご説明ありましたように、地元の住民の方の視点で、丸、バツ、三角という形の、二重丸含めた4つの段階で評価をしてございます。基本的には、地元の方に利益が享受されるかどうか、地元の方のリスクがどれだけか、また負担がどれだけあるのか、あとどれだけ関与できるのか、こういったもろもろの、項目によって視点が違いますが、地元の方の目線で評価をしたという位置づけになってございます。

そういう中で、まず運営目的でございますけれども、こちらについては実際に地元の住民の方にどれだけ利益が追求されるかという視点でございますが、そういうことでいきますと、左から2番目、地域の住民の方が主体になって事業全体を仕切るということですので、これは二重丸というような評価をしてございます。その点、右側の2つの列の民間企業、NPOが指定管理者としてなる場合、あとPF1の場合については、これはかなり民間の色合いが濃くなりますので、地元に利益を持ってくるということについては、その分の割合というものは低くなってくるのではないかという評価でございます。

また、基本計画、詳細計画、工事発注につきましては、計画段階では基本的には地域の住民の方と組合、いわゆる印西地区環境整備事業組合等との組み合わせで検討されていくと。PF1に限っては、その詳細計画と工事発注が民間企業にあると。工事発注に関しましては、今申し上げたPF1以外は組合主体ということで、この丸という表現につきましては、地元住民の方の負担がないという意味での丸でございます。

また、地域のかかわりに關しましては、やはり左側が全てを公共側が主体的に実施すると。右端が民間が主体になってくるということで、2つ、左、右、両方の端のケースにおいては、地元のかかわり自体が、清掃一部委託される程度のかかわりにとどまるのではないかということで、バツという評価をしておりまして、その他については事業自体のかかわりというものが出てきますので、そういう意味では地元のかかわりというのが、やり方によってはいろいろと広がる可能性があるということでございます。

また、雇用の場ということにつきましては、今地域のかかわりというところで申し上げましたとおりで、それらのかかわりによって、バツ、丸等の同じ評価になってくるというような状況でございます。

また、地域の収益とリスクについてですけれども、こちらは表裏の関係で、やはり配当が多いというふうについては、やはりリスクもそれなりに多いと。逆に収益、配当が少ないとなるとリスクも小さいというような形になっております。そういう意味でいきますと、評価自体が、そういう意味では収益の場合は少ないとバツ、多いと二重丸、リスクの場合は小さいと二重丸、大きいとバツというような評価になりますので、この丸、バツ、三角の評価においては、この両項目については相反する評価になるというところでございます。

そういう中で、公設民営の3つの区分につきましては、特に3つのうちの一番左、

列でいきますと3列目になりますが、地域の主体である方式におきましては、かなり大きな収益が見込まれるのではないかという半面、リスクがそれなりに比較的大きくなると。ただ、括弧書きに書いてございますとおり、ここはリスクを回避する方策としては、専門的なコンサル、アドバイザリーというものを契約上適用することで、その辺のリスクを回避できるのではないかということでございます。

また、真ん中の第三セクターについては両方丸ということにしておりますが、ここはやはりリスクを分担するということと、逆に出資においてもその分の配当になるということで、ここはバランス的に地元の住民の方に意向によっていろいろ調整ができるということで、2つとも丸ということにしてございます。

隣の民間企業、NPOを指定管理者とした場合については、先ほどそのまた隣のPFI事業と同じように民間が主体的になってきますので、その分で配当部分がやや小さくなっているという中で、リスク自体もその分のかかわりを持ってきますので、若干リスクを負うと。ただ、それは比較的小さいというようなことになるということでございます。

一番右端のPFIにおきましても、これは関与する部分が限定的になってきますので、そういった部分で利益も限定的で、リスクもその分小さいと、こういった評価でございます。

また、意思決定のスピードと長期的な視点による事業育成でございますが、これもまた今申し上げた収益とリスクとの関係に近く、意思決定のスピードの速まりについては、長期的な視点、こういったものがなかなか共存しないというような状況になっているような評価になってございます。

そういう意味でいきますと、特に右端、この2列でございますけれども、民間がかかわるということで、特に意思決定のスピードが速いということになりますが、ただまず一つ、利潤を上げるということが当面の命題になりますので、そういった中では長期的な事業育成という視点が欠けてくるというのがデメリットになるということでございます。

それに変わりまして、それ左側の3つの列、ケースにおきましては、公共がかかわる部分と地元自身がそれらにかかわっていくというようなこの2つの大きな要素から、長期的な視点というのはまちづくりの視点を有することによって養われていくという部分がございますし、その一方で意思決定のスピードが、若干3つのケースによっては変わってくると。そういう意味では、公共のかかわりが多いほど若干時間有すると、こういった評価になってございます。

そういう中で、総評というところでございますけれども、公設公営については基本的には公共事業でございますので、地元に還元される収益という意味では、基本的なものとして見込みが少ないとすることになります。その隣の公設民営の、特に地域主体の事業方針におきましては、基本的にはリスク等が相応にありますけれども、それらを課題として克服することによっては、収益が最も多く期待できることから、地域主導ということでの事業育成というのが一番期待できる事業スキームではないかということでございます。

また、真ん中の地域等と公共の第三セクターの事業方式でございますが、これは三角または丸と書いてございますが、これは文書に書いてございますとおりで、実際の問題、事業の参画者等、いろいろ第三セクターということで、いろんな立場の方が混在すると、今までの同類の事業として第三セクターという形でやった事業自体が成功していない事例等もございますけれども、そういった中で事業育成がなかなか難しいという懸念等がございますが、一方でこれは立ち上げの部分として、一時的な事業スキームとして、その後の展開として、ほかの事業手法を模索していくことによっては、こ

の部分を最初のスタートとして、後々の長期的な育成という視点から事業スキームを2段階で変えていくという場合もあるのではないかということで、三角または丸というふうにしてございます。

その隣の民間企業、NPOを事業主体とした場合の公設民営でございますが、こちらはバツまたは丸としてございます。多面的な地域活性化という公共性の部分というのが、実際の営利目的の民間企業ということを運営主体とすることによって、若干その趣旨に合わない部分がございますけれども、これも先ほどの第三セクターと同じように、最初の立ち上げの部分でこういった事業スキームを考えた上で、これらの民間のノウハウを取り込んだ形で、別途、地元に利益がもう少し回っていくとともに長期的な事業育成ができると。こういったものに切りかえることによって丸という形になるという可能性もあるということでございます。

右端の民設民営、PFIにおきましては、民間主体ということのスキームが、これはまた民間サイドとして、イニシャル等のコスト回収等の形で、契約期間が長くなる部分がございますので、最初だけこの方式でやって、その後にまた事業変換していくと、こういったスキームが組みにくくところがございますので、基本的には民間主体ということの中で、地元のほうに収益等が還元されるという部分が限定的だということで、バツというふうな形にさせていただいております。

以上が複合施設についての詳細説明でございまして、ページをめくっていただきまして、次に排熱事業についての事業スキームの説明でございます。こちらは、3つの区分にしてございます。基本的には、排熱自体を焼却施設、処理施設から供給してもらおうというスキームになるわけですけれども、その熱を供給する主体としては印西地区環境整備事業組合ということで、これが共通してございます。

そういった中で、この排熱利用事業にかかる周辺住民のかかわり方によって3つの区分を分けているというところでございます。一番左端が排熱事業そのものを地域のほうで運営主体を立ち上げまして、周辺住民で運営していくというような考え方でございます。真ん中が排熱利用事業者自体の実際の事業者自体を一緒になって周辺住民が協働でSPCという、この事業、特定の事業の目的をした会社を設立して、協働で運営していくというようなイメージでございます。右端が、今度は逆に排熱利用事業自体はもう民間に委ねて、基本的に周辺住民の方は組合から供給を受ける排熱自体の利用権という形で、この利用権をもって民間事業者に供給したそういう契約行為をもって、お金等のやりとり等について収益を一部いただくと、こういったスキームでございます。そういう意味でいきますと、左から右に並んでいる順番としては、周辺住民の方とのかかわりがだんだん薄くなるというような形、右に行くほど薄くなるというようなスキームでございます。

そういった中で、その比較項目でございますけれども、実際の運営目的としては、経済的な恩恵を安定的に受けられるという視点からいくと全て共通になるということで、そのほか基本計画、詳細計画についてはおおむね地域住民と組合協働で立てていくと。ただ、地元住民の事業のかかわり方については、この詳細計画自体が実際SPCという形の、先ほど申し上げた他の民間の事業者等と組み合わせることによっての事業主体という形の計画主体ということになりますし、一方で一番右端になりますと、民間事業者自体が排熱事業を運営しますので、ここは応募者の実際のやり方というのを反映する必要があるということで、ここに応募者ということが入ってくるということです。いずれにしても、地元住民は事業そのものにかかるか、もしくは排熱利用権というものを権利として持ついらっしゃいますので、詳細計画の中では、地域の方は入っていただくということで、丸ということになってございます。

あと、工事発注につきましては、実際の事業運営主体によって、ここは基本的な部分

について変わってくるということでございます。いずれにしても、民間の事業者が実際やるにしても、この地元に関する利益等については同等ということで、工事の発注については全て丸としてあります。

あと、地域のかかわりにつきましては、一番左端の排熱利用事業、これが単独運営になりますので、その分かなり、実際主体的にかかわるということで、一番最もかかわりが深いということで二重丸でございます。真ん中は共同経営になりますので、一部三角ということで丸。一番右端は、利用権自体は行使するわけなわけですけれども、事業そのもののかかわりというのは薄くなるということで、ここは誘致する際の選定にかかわる判断、あるいは排熱利用自体をどのような形の契約として供給するかと、こういった部分にとどまるということでございます。

あと、地域の雇用としましては、先ほどの話からして、左側のほうが、左側から右に行くにつきましてかかわりが薄くなりますので、そういう部分の社員等のかかわりの人数というのが変わってくるということでございます。

また、地域の収益リスクにつきましては、先ほどのかかわりということとかなり連動いたしまして、左側、事業にかなり主体的にやっていくということについては、当然ながら利益が大きく見込めますし、その一点、そのリスクも今度は負担となってくるということでございます。こちらについては、先ほどの複合施設のところで申し上げましたとおり、そのリスクの回避の仕方は幾つか方法としてあるのではないかということでございます。

逆に、一番右端に行きますと、リスクがかなり小さいですけれども、その分受ける収益等は少ないと。その真ん中が基本的にはちょうど中間的な評価になるということでございます。

あと、意思決定のスピードと長期的な視点による事業育成につきましては、基本的な部分としては、今回排熱利用という部分の中で、組織の構成等や代表者のリーダーシップによりますけれども、早く判断できる可能性があるということでございます。地元の方としてですね。真ん中のほうは、やはり共同事業ですので、その分も一つ協議というので、合議制になると思いますので、その分二重丸ではなく、丸と。一番右端は、誘致事業者によりますが、これはそれぞれ民間レベルで判断が出されるのではないかと。これに対して、長期的な育成ですけれども、やはり左側については、地元の方がかなりかかわっていただくということで、独自の視点を有すると。それに対してかかわりが薄くなるほど、その辺の視点が変わってくるということで、三角、バツというふうに、右隣、さらに隣という形の評価になってございます。地域主導の事業育成という部分につきましても、全く長期的な視点による事業育成と同じでございます。

そういう中で、総評といったしましては、先ほどの収益とリスクということでおきますと、ハイリスク、ハイリターンというのが一番左端で、一番右端がローリスク、ローリターン、その中間としてミディアムリスク、ミディアムリターンというのが真ん中と、こういった部分のリスクと収益のバランスになるというところでございます。そういう中で、やはり地元主導という形の事業育成という視点からは、一番左端の可能性が一番高いということになります。

次に、3ページでございます。3つ目のカテゴリーといったしまして、集落内における道路整備等のインフラでございますが、こちらはいわゆる公共工事、公共事業ということでございますので、公設公営という一つのケースで、ここはいわゆる道路整備等々の公共インフラ等の事業スキームそのとおりでございますので、こういった評価になっているというところでございます。

次に、4番目でございますが、フィールドミュージアムということで、自然公園的整備の事業スキームでございます。こちらは、2つの事業スキームに区分してございます。

まず、左側が公営ということで、このフィールドミュージアム自体の設備運営を全て公共でやるという、いわゆる公共事業でございます。右側が、それに対しまして、指定管理者制度を使いまして、基本的な整備は公共側で行いますけれども、運営管理は民間、例えば環境NPOで行っていただくと。それに対して、周辺住民としてはこのフィールドミュージアムについて自分の資産等の利用とか、あるいはそこの事業そのものにかかるかかわり方については、この指定管理者との契約との中でやっていくと、こういった事業スキームでございます。

こういった中で、運営目的等についてはいずれも評価が同じで、これは地元、地域からすると、公共がやるのか、それとも運営管理を指定管理者がやるのかの違いでございまして、これに関しては、運営目的から地域のかかわりまでは、地元住民にとっては当局側との、民間運営との違いであって、実際にかかる利益等、負担等については同じ評価ということで、丸ということにしてございます。

地域雇用の場ということになりますと、このフィールドミュージアムについては、これはもう実際の状況次第ということで、極めて限定的になってくるのではないかというふうに考えて、バツとしてございます。

また、収益とリスクですけれども、住民の方の実際のかかわり自体が、今まで申し上げた3つの種類の地域振興策に比べると、全体の事業に占めるかかわりというのが薄いという判断で、配当としては収益はそう見込めないということと、リスク自体が逆にそれで限定になってくるということです。ただ、実際のご自身の資産活用等をやる場合については、この部分のリスクと収益については、そこでちょっと変わってくる可能性が出てございます。

あと、意思決定のスピードについては、公共がやるのか、民間主体でやるのかによってやはり差が出るということで、このバツ、丸という評価にしているということでございます。その一方で、長期的な視点による事業育成については、公共の場合はまちづくりの視点を有しますけれども、実際右側については民間が運営すると。ただ、そうはいっても、この場合につきましては環境NPOということで、やはりそれなりの公共性もあるということで、これは両方丸という形にしてございます。

あと、地域主導による事業育成につきましては、この運営会議ということを運営するということを想定しておりますので、そういった場合に、運営会議に参画することによって、地元の意見、地元の考え、こういったものを反映する場があるということでございます。そういった意味では、ただ主体的にやっているところが限られますので、三角という評価をさせていただいていると。

結果的な総評ということなのですけれども、こういったフィールドミュージアムということで、実際の公共がやる場合については、この部分、内容的にどういった形でやっていくかという部分について、非常に大きな事業成果をやった事例というのが限定的になりますので、ここでかなりノウハウ的に厳しいのではないかということでバツにしておりまして、これに比べると、環境NPOというのはかなり先行事例等ございますので、これらのノウハウ等がかなり期待できますので、これらの結果として事業成果が得られるのではないかということで、丸とさせていただいております。

以上が会議資料の説明とさせていただきます。

○福川裕一（委員長）

どうもありがとうございました。

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等をお聞きしたいと思います。

はい、どうぞ。

○加藤文男（副委員長）

2ページの事業スキーム図をちょっと見ていただきたいのですけれども、1番目のは

うに、一番左が周辺住民、次も周辺住民、ＳＰＣ、次が周辺住民となっていますけれども、これは例えば表1の第三セクターでもできてしまいますよね。だから、ただ民間企業とNPOがこれにふさわしいかというとちょっと疑問なのですけれども、少なくとも地域と第三セクター、両方が十分可能なような気がしていますけれども、コンサルさんのほうのお考えを聞いていただければありがとうございます。

○福川裕一（委員長）

一応複合施設と、それから排熱利用事業とインフラとフィールドミュージアムと4つに分かれていますけれども、どれかだけしかしないというわけではないのですよね。

○中石弘一（コンサルタント）

はい。

○福川裕一（委員長）

現実的には、例えば複合施設が中心になって今やっているとか、もちろんフィールドミュージアムを当然やっているとかいうことだと思いますので、分けた相互の関係が必ずしも整理がよくわからないということだろうとは思うのですが。加藤副委員長からのご質問をお願いします。

○中石弘一（コンサルタント）

実際の事業の区分として、いろいろなやり方というのは、これをベースにアレンジはできると思います。今回は、やはりもう一つパッケージとして、たくさんの地域振興策がある中で、実際の排熱利用というのは、どちらかといいますと植物工場とか、あとは養殖とか、そういった事業のイメージがここに排熱事業になってまして、例えばSPAとか、そういったイメージは複合施設というようなところのイメージになっておりますので、そうしますと、熱を使うから全てこちらのスキームで入るというところでもございませんので、そういった中では、今回については一つの具体的な振興策をイメージしながら、ちょっとこういった区分を、特に代表的な分けやすいような形で整備をしていくということがございます。

ですので、これをもう少しいろいろお考えによっては変更していくといいますか、アレンジしていくという部分は一部許容できる部分はあると思います。

○加藤文男（副委員長）

ありがとうございました。では、このスキームについては少し幅を持たせて、後の方が選べるように設定しておいたほうがいいと思います。例えば1ページで、仮に第三セクターのほうの運営を選んだとします。そうしますと、排熱利用についてもその地域で2つも3つも会社をつくるわけにはいかないですし、三セクの経営の安定性等からすれば、三セクにそこもお願いしようかというような判断も出てくる気がするのです。そうすると、このスキームの、あらあらの段階ですと、地域単独組織、またはＳＰＣですか、それから地域等々、公共の第三セクターというふうな、両方がやって十分可能だと思いますので、あらかじめ入れておいたほうが、後々発想の幅を制限しなくていいのかなと思いますけれども。後で検討してください。

○福川裕一（委員長）

整理が難しいのですね。

○川砂智行（事務局）

それでは、今の点、ちょうど並びといたしましては資料でいうと2ページですけれども、排熱利用事業のこの並びについては、左からリスクが大きい順になっているので、そういうことからすると、第三セクターにつきましてはＳＰＣの右側に入る形でまとめて、後ほどまた委員の皆様にメールをいたしますので、ご確認いただければと思います。確かに第三セクター方式、この排熱利用でも当然あり得るかと思いますので、複合施設と同様、三セクの設定もしてみたいと思います。

○加藤文男（副委員長）

全部に入れても全く問題ないと思いますので、検討してください。

○福川裕一（委員長）

はい、どうぞ。

○黒須良次（委員）

スキーム的な、いろんな角度からの評価があったと思うのですけれども、具体的にやはりこの複合施設本体がどういう性格の施設ですか、マッチングというのも相当あると思います。例えば当初、大谷委員、加藤副委員長、福川委員長からご提案あったような、地域活性化の拠点的といいますか、センター的な、道の駅プラス、集客プラスそういう持続的な地域活性化のためにみんなが学べる、あるいは施策を考えられるですか、そういうセンター的な機能が必要だろうと。農業や田園、地域の活性化のためにも、そういったものは、どっちかというと非営利的な要素が強いのかなと。ただ安定した持続性を持っていくということになると、例えばそういった組織形態はどういうものがいいのかという話と、加藤副委員長からも最初お話をありましたように、道の駅的なものというのは、何年かたつと、例えば改修なり、あるいは建て増しなり、要するに施設所有者、公のほうとの連携が必要になってきて、なかなかそれがうまくいかどうかわからないとかいうような観点がありましたよね。これができるだけ収益得やすいような運営ができるようにと。

そういう非常に対照的なものがどういう割合で入ってきて、お互いにどういう関係があつてというようなものというのは、個々別々だと思うのです。そうすると、このスキームだけ見ているだけではちょっとわからないので、できればそれぞれのパターンに合った成功事例とか施設事例というのを、これにあわせて入れていただいたほうが、具体的なイメージが出やすいかなというふう思いました。これだけでは抽象的なので、具体的に、ではこれはどういう施設に合うのというのがちょっとわかりにくいと思うのです。

○福川裕一（委員長）

先ほど、何を念頭に置いているのかということを補足的に説明していただきましたので。排熱利用は、主に農業施設で、複合施設のほうは毎回やっている道の駅や温浴施設を念頭にしてワーキングやっているということですよね。ほかにご意見ありますか。

○中石弘一（コンサルタント）

今の事例の件ですけれども、今回はあり得る想定をした形のものの区分の中に、実際事例として挙げられるものと、やはり一応この区分として事業スキーム考えられるけれども、成功しているかどうかというのは、その部分として、具体的な事例を挙げられるかということは、今のところ確認できていないところでございます。

○福川裕一（委員長）

成功していないともかまいませんので、事例があればお願ひします。

○小野明（委員）

以前も申し上げましたが、失敗事例、うまくいっていない事例なども捉えられれば、それは逆に他山の石になって、こう改善すればいいということも考えられますので、失敗事例や現在苦労している事例もあれば、あわせて示したほうが大変ありがたいかなと思います。

○福川裕一（委員長）

ほかにいかがでしょうか。

○渡邊忠明（委員）

資料1ページ目の1の複合施設のリスク、一般論ではこうなのだろうなと。特に2列目にある単独組織、またはS P C、リスク大きいですと。一般論はこうなのでしょうけれども、川場村の第1世代、その他成功している事例や事務局が配っていただいた東洋

経済オンラインの木下斎さんなんかがよく言っているのは、要するに成功させるためには身銭を切って、リスクを負うことによって成功するのだと。川場村はまさにそうなのです。身銭をみんな関係者が切って、お金を資本として出して、株式会社つくって、もう必死になってやつて成功したということもちょっと頭の片隅に置いておいていただければと思いますが。一般論としてはこうだと思うのです。

○福川裕一（委員長）

資料真ん中の第三セクターは、これはピンからキリまでありますので、公共のかかわり方を非常に小さくするものからかなり大きくするものまでありますから。かかわりを小さくしていくと、資料では、だんだん左側に近づいていくことになりますね。

渡邊委員、フィールドミュージアムについてどうですか。

○渡邊忠明（委員）

私、今はNPOのことについて考えていたので申し上げますが、白井市のNPO、2つ活発に活動しておりますし、印西市もNPOでなくとも非常に活発なのです。ですから、人材は2市1町が声をかければ芽はあると思います。

○福川裕一（委員長）

もちろん民営という区分がされておりますが、1ページ目の表でいうと公設民営で動かしたいのではないですか。

○黒須良次（委員）

そのフィールドミュージアムというアイデアの中では、田園を散策したり、あるいは自然学習の体験ですとか、いろんな要素が入っていて、それを総合的に運営できる、それから教育的な学びの機能がたくさんあつたりするということになると、ただ単にNPO的な活動をリードしていくという団体だけではなくて、例えば施設管理も独自にできる団体というようなことでいけば、一般財団法人的な、その目的に沿ってきちんと永続的にやっていける組織のほうがよりハンドリングというのですか、ただ単にNPOの活動だけを運営していくというだけではなくて、施設も一体的に、あるいは保全活動も具体的にやっていけるというようなことまで視野に入れれば、より安定的にその全体が運営できるのかなという感じはするのです。ですから、NPOだけではなくて、もう少しほかの運営形態も考えていいのではないかという感じはしています。

○福川裕一（委員長）

第三セクターをつくるのでしたら、そういう関係もありますね。吉田区から選出の大谷委員と齋藤委員ご意見ありますか。

○大谷芳末（委員）

悩むところですね。私が20若かったら、ハイリスク、ハイリターンでやりますけれども、大勢の中で、じっくり相談しないと、なかなか結論出ないです。

どうですか、若手は。

○齋藤敏美（委員）

確かに未来の話をしているので、将来的にその地域にとって何が一番いいのとなると、やっぱりハイリスク、ハイリターンというところが一番いいのでしょうかけれども、実際問題、我々の世代で、これをやりましょう、賛同者どれだけいるのですかというふうになると、ぱっとやって乗っかってくるかというと、そこら辺の情報開示というか、まだ我々委員の中と地域の理解力にも乖離が大き過ぎるというところもあって、それも含めて、12月5日に地元の方を対象に、もう一度、今の振興策についての説明会を改めてやって、さらに地元の説明会後に、地元の住民たちがどういう意識を持って、今後こういったことにかかわっていくかというところの意識を1回くみ上げるという作業を一旦するというところで今進行しています。

○黒須良次（委員）

このフィールドミュージアムということですけれども、ここに公設公営のケース書いてありますが、今、齋藤委員のほうからの話も伺いながら思いましたのは、今回の提案が吉田区から、こういうことをやってみたいというようなお話だと思うのですが、これは本当に印西地区という、2市1町の全般的な田園の保全活動につながる話ですので、吉田区のためのNPOですよ、吉田区のための一般財団ですよ、あるいは吉田区のために公設でやりますよという話か、そうではなくて、環境整備事業組合が、ごみ処理という大きな事業の一つとして、この2市1町全体の環境保全事業、ごみが不法投棄されたりしておりますが、そういうものも含めて、環境事業として捉えるという視点が問題提起されているのかなと私はちょっとと思ったのです。ですから、そういう意味でももうちょっと広がりを持ってこのあり方というのは考えていったほうがより地域のためになるのかなという感じがしています。

○福川裕一（委員長）

はい、どうぞ。

○大谷芳末（委員）

個人的意見では、全く黒須委員の意見に賛成で、どれだけ予算がついて、どれだけ具体化するかわかりませんけれども、2市1町の財産ができるという観点で、できれば2市1町の有能な人が経営したって、私は何ら構わないと。結果として、吉田区が栄えて、人口維持ができるというふうにつながればいいかなと思っています。

○福川裕一（委員長）

そのトレインも吉田区に限る必要もないわけですからね。広がりがあって。

○黒須良次（委員）

そうしますと松崎区など周辺も入りますので。

○大谷芳末（委員）

当然入ります。2市1町ですから。

○渡邊忠明（委員）

黒須委員の意見に大賛成で、やはり2市1町何とかまとめたいのですが、実はNPOの法人化していない任意の団体も含めて、自然だけの切り口でいくと、私が私がという一国一城のあるじが多過ぎるので、やはりごみ問題も含めて、もっと広い網をかぶせてまとめる必要があると思います。例えば白井市のあるNPO法人は、規模は小さいけれども、黒須委員がおっしゃったような施設を持って、経営的なセンスを持ってやっているのですが、しょせん範囲が狭い。それと、里地里山というと自然学習になってしまって、一国一城のあるじが多過ぎます。それからもう一步出るためににはやはり廃棄物や、もっと広域的な、さらに言えばクライメイトチェンジ、気候変動の問題まで含めたような。要するに狭い範囲ではなくて、もっと広い範囲で2市1町環境関係の人を束ねるような組織、システム。そうすると、一国一城のあるじも入ってきやすいので、多様な人材が集まってくるのではないかと推測しています。

○福川裕一（委員長）

とはいいましても、ここのところは先ほどのモデル例として、それなりの大ざっぱではない感じでなっているでしょうね。

それでは、きょう、これをどちらに決めるということではなくて、この中の項目や丸・バツの基準がいいかどうかというようなことを判断することになります。大丈夫ですか。

○小野明（委員）

1ページ目の公設民営の民間企業でNPOがありますが、総評の欄が三角または丸というのはわかりますけれども、バツまたは丸ということは、これはオッケーなのとだめなのが一緒に総評に入っているため、先ほど、委員長がおっしゃったように文章を読んでも意味がよくわからないので、誤解を招くような気がするのですが。

○福川裕一（委員長）

読めばわかるとおりです。

○小野明（委員）

読んでもよくわからないのです。

○福川裕一（委員長）

どういう条件なら三角で、どういう条件ならバツということですね。

○小野明（委員）

それがあればですね。この総評というのがよくわからない。

それからもう一つは、この道の駅の複合施設、つまり道の駅的機能という排熱利用事業というものが、ある意味では密接に関係してくるのだけれども、このフィールドミュージアムというのは、まさに今、ちょっと次元が違うと思うのです。プロレスの土俵と相撲の土俵が一緒になってしまっているような、形も違いますし四角と丸で。だから、本当に議論を決めないと、同じ議論で、ではどのセクター、どういうふうにやるのというのも無理があるような気がします。

その間をつなぐのがこのインフラで、集落内における道路整備で、これは農業の道路改善、農地改善か何かのお金も使うかもしれない。これ4つこうなってしまっているのですけれども、その辺のところつけたほうがいいかもしない。

○加藤文男（副委員長）

ただ、吉田区の候補地の中を満遍なく誰かが管理・運営していこうとすると、こういう分け方以外にはできないかなという気はします。

○小野明（委員）

ですから、フィールドミュージアムという大きな考えがあって、その中に、委員長おっしゃったように複合施設もあるし、それからそれを担保していくために、例えばエネルギーの問題も、排熱利用事業も出てくるでしょうしという感じで、そういうような感じで、何か自然公園的なものはこっちにあって、複合施設の道の駅的機能がこっちにあるというものが、何かそういうものでしたか。全体がミュージアム。

○加藤文男（副委員長）

よろしいですか。フィールドミュージアムについては、吉田区候補地の範囲を出ていてもいいのだという考え方でようから、ですから候補地の中の一部をミュージアムの包含地、全体の中ですけれども、包含地として見て、外へ向けてやっていくといいますか。

○小野明（委員）

そういう感じで、それを同じ土俵で、同じだと誤解を招くのかなと思ったのです。

○加藤文男（副委員長）

同じ土俵の中に、4つもやるということはないでしょうね。勝負を決めないということではないですよね。

○小野明（委員）

要するに土俵というのは、A or B or Cではなくて、例えば自然公園的な整備というのが全体の中で、吉田区に限らずですね。そうではないのですか。

○福川裕一（委員長）

それでいいです。

○小野明（委員）

それでいいのですよね。ですから、そういうものをつければ、土俵が違うのに、同じ土俵で議論してしまうと、誤解を招くかなと思ったのですから。

○福川裕一（委員長）

では、今あったようなご指摘を踏まえて、もう一度精査していただいて、この表を使

ってこれからいろいろ議論していきますので、できるだけわかりやすくしていただきたいと思います。

次第6 地域振興策総合パッケージの展開種別毎の評価（様式）について

○福川裕一（委員長）

それでは、また次の関連だと思いますが、第6の地域振興策総合パッケージの展開種別毎の評価（様式）について。

○川砂智行（事務局）

ご説明いたします。

資料の最後になります。4ページをごらんください。総合パッケージの評価でございますが、展開種別を横軸に、評価項目を縦軸に設定いたしました。まず、この評価に当たっての展開種別でございますが、これまで周辺住民の皆様と意見交換などをさせていただいた結果といたしまして、大別いたしますと3つの展開種別が想定されるものと受けとめております。

1つ目は、Aのインフラ整備を中心とした展開でございます。これは、主に生活利便性の向上を図ることを主眼に置いております。

2つ目は、Bの集客等を目的とした複合施設を中心とした展開でございます。これは、里山と一体となった道の駅的な機能を指しておりますが、主にぎわいのほか、幅広い雇用及び就労の場の創出と収益性など、多面的なバランスを主眼に置いております。

3つ目は、Cの排熱等の周辺利用及び外部供給を中心とした展開でございます。これは、雇用及び就労の場の創出もさることながら、主に収益性を主眼に置いております。

次に、縦軸の評価項目でございますが、①につきましては総合パッケージで掲げている各地域振興策の該当番号でございます。

②につきましては、審議済みの地域に求められる将来像に準拠しておりますが、カ)につきましてはその後の審議を踏まえまして、就労を追加いたしました。

③につきましては、同様に審議済みの9点から成る地域の魅力や優位点、それとの連携でございます。

④につきましては、同様に審議済みの地域の課題に準拠しておりますが、ア)につきましてはその後の審議を踏まえ、高齢化を改めまして、少子高齢化（地域社会の永続）といたしました。

⑤につきましては、同様に審議済みの19点から成る周辺の既存施設、それとの連携でございます。

そのほか⑥以降に一般的な評価項目を加え、最後を総括欄としております。

本日は、新たに追加すべき評価項目の有無など、この評価様式について審議を進めていただきたいと存じます。なお、本日一旦決していただきたいこの評価様式でございますが、空欄部の記述評価につきましては、これまでの皆様のご意見などを勘案しながら、まずは事務局で記入いたしまして、次回の12月の第8回会議で皆様にお示ししたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○福川裕一（委員長）

それでは、ご意見、ご質問はございますか。様式の穴埋めをする必要はないそうです。
はい、どうぞ。

○加藤文男（副委員長）

基本的なことを伺いたいのですけれども、これは1枚だけつくるのですよね。

○川砂智行（事務局）

ボリュームですか。

○加藤文男（副委員長）

ボリュームではなくて、ボリュームは何ページにもなるでしょうけれども、基本的に
は1表をつくるわけですね。

○川砂智行（事務局）

はい、そうです。

○加藤文男（副委員長）

それと、展開種別の欄がありますけれども、これAかBかCを選ぶのではなくて、A
B C全部選ぶということもあるわけですね。そうすると、それぞれのところに中心と
いうのが3つ書いてありますけれども、中心を取ったほうが誤解を招かなくていいのか
なという感じがするのですけれども、どうでしょう。だから、例えばインフラ整備の展
開とか、Bは複合施設の展開とかということで、中心ということになると、その3つの
うちのどれかを中心として、軽々に言えないですけれども、恐らくAだけではとどまら
ないだろうと。Bがプラスされるだろうと。当然排熱の問題が出るから、Cもプラスさ
れる。3つを同時に選んでいくケースも出てきてしまうのかなという気がして、中心と
いう言葉を取っていくといいかなという気がちょっとしたのですけれども、検討してい
ただければと思います。

○川砂智行（事務局）

もちろん、どれかを今後1つ選ばなくてはいけないということではございませんので、
あくまで周辺住民の皆様と組合で対話、協議を重ねて、最終的にどういった地域振興策
をチョイスしようかということを考えるための基礎資料として使う目的でつくっており
ます。そういうことからすると、今加藤副委員長からお話をあったように当然のこと
ながらインフラ整備も集客施設も排熱利用も一定程度の規模でやるみたいな選択、当然
選択肢としてあり得るかと思しますので、そういうことを前提にすると、また評価を
よりわかりやすくするということからも、中心にというようなことは取って差し支えな
いと今ちょっと思いながら聞いておった次第です。例えばAについてはインフラ整備と
いうことだけで、Bについては集客等を目的とした複合施設、Cについては排熱等の周
辺利用及び外部供給と、その3つの種別を掲げて、あとはそれをどういう属性に合うの
かとか、それは皆さんいろいろ受けとめ方があるでしょうから、組み合わせたときにど
んな効果があるとか、そういうのはまた別のステップで考えればいいかなというところ
で、そういうまとめ方でいいのかなというふうに思います。

○福川裕一（委員長）

展開は取るのですね。

○川砂智行（事務局）

はい。展開は取ります。

○福川裕一（委員長）

インフラ整備ということをやると、この項目で評価するとどうなるのか。集客を目的
とした複合施設でやるとこの評価であった。排熱云々でやるとどうなるかというのを、
組み合わせるのは自分で考えると、こういうことですね。

○加藤文男（副委員長）

埋めていって、表題がまずいようでしたら、それは直してください。ただ、余りにも
中心ということにこだわらないで、ここで埋めていった感じで変えていって、わかりや
すくしていただければと思います。

○川砂智行（事務局）

承知しました。中心とすると、そのほかは何かという疑問が出てしますので、余

計な疑問を生じさせないためにも、明確に表現したほうがよろしいかと思います。資料のほうはそのような形で修正をさせてください。

○小野明（委員）

この評価は誰がするのですか。

○福川裕一（委員長）

ここが評価します。ただ、事務局で先に案をつくっていただきて、それをまずは見ることになります。

○小野明（委員）

この振興策の最初の議論のときに、この振興策の主体はどこなのかという議論があつたと思うのです。つまり主体的に取り組むときに、吉田区の皆さんのが主体的に取り組むということも一つたしかコンセプトの中にはあったと思うのですけれども、だからこの地域振興策の評価項目の中に、主体性というと何となくやる気があるかないかとなってしまいますが、要するにここにあるのは、例えば②のキはありますね。力とキは、雇用と就労の場の創出とか、周辺住民が恩恵を受けるというのはあるのですけれども、要するに主体的に自分たちがこれをやっていく、つまり、吉田区を含めた地域の人たちが主体的な意思を持つか、かかわっていくのかというところも十分な、つまり行政におんぶにだっこではなくて、自分たちの身銭を切ってやるのだという、その部分の一番継続して地域振興という大事なところかなと思うのですけれども、その項目はなくていいのかなというのが一つ。

もう一つは、例えば排熱等の利用、外部供給を中心に展開ですけれども、例えば排熱等の周辺利用だけれども、さっき言った売電とか、そのほかで収益を考えてやる場合の利用と、例えば防災拠点として公共性を考えてやるというのでは、やはり同じ排熱の利用と外部供給を中心に展開というのでは違ってきますけれども、その切り分けたときに、これ評価できるのかなというのが2つ。

最後3つ目が、これBの集客等を目的としたと書いてありますけれども、等って何が入るのかなということが1つあります。例えばその等を集客以外に何があるのか。できれば集客、中ポツ何などと言った、ぼかすために等を使う場合もよくありますけれども、多分そうではないと思いますので、もう一つワーディングを。集客、中ポツ何とかと入れたほうが。集客等というと随分幅広くなってしまうから。そうすると、この評価項目を書くことが書きにくいのではないかと思っています。

以上3点でございます。

○福川裕一（委員長）

大谷委員からの意見書にあったエネルギー・バランスとの関係は、結果として決まるのか。この辺は、やはりエネルギー・バランスに入れるというのは大変。

○川砂智行（事務局）

エネルギー・バランスそのものが評価項目ということではなくて、きっとどういった地域振興策を最終的にチョイスするか、その内容によってエネルギー・バランスが決まるというだけのことなのかなと思います。

○福川裕一（委員長）

エネルギー・バランスは逆の規定関係にはないということですか。

○川砂智行（事務局）

ただ、ここで今A、B、Cとありますが、それぞれで当然必要となるエネルギーであるとか、エネルギー・バランスというのは変わってくるかと思いますので、そういう関係性はあるものの、エネルギー・バランスそのものが評価の対象には直接はならないのかなというところでございます。

○渡邊忠明（委員）

小野委員の発言で、私も思っていたのですけれども、お客様が来れば金が落ちるので、集客でいいのかなと思うのですけれども、要するにこの複合施設というのは地元産物を売る場でもあるのでしょうか。お客様に来ていただく。一方地元はもうけるために何か出すということで、等なのでしょうね。

○川砂智行（事務局）

すみません、先ほどの小野委員の3点のご回答を差し上げたいと思います。

まず、1つ目に地域が主体となって取り組むというキーワード。

○福川裕一（委員長）

自立。

○川砂智行（事務局）

失礼しました。自立ということで、その辺につきましては、新たに項目をつけるということも可能だとは思うのですが、現状は⑧番に中長期的な発展性というところがありますので、この中で網羅できるかなと。

○小野明（委員）

発展性で読みますかね。主体的に取り組むということは。今の意識も関係してきませんか。大丈夫ですか。10年後だから、今意識低くとも、10年後は主体でとてやるということはあるかもしれないけれども、そうなってしまいますよね。やっぱり今の世代のお年寄りとか含めてですけれども、若いこれからの人たちもいるわけなので。いいですよ。別にけちつけるわけではないのですが、これで中長期的な発展性で、今の主体性のことが読み取れれば、それで評価いただいたらいいのですが。

○加藤文男（副委員長）

吉田区がまだどこのリスクについて、どこのレベルでやっていくか、また自分たちがどこまで主体的に取り組むかということをお考えではないですか。そうすると、何か私が事務局の立場だと、なかなかそこ書きづらいなと思います。だから、行間を読むにとっては変ですけれども、経済性だと、中長期的な発展だと、課題とか、そういうところで吉田区さんに頑張っていただくような、励ますような文言をちりばめるということで、よろしいのではないでしょうかという気がしました。

○小野明（委員）

結構ですが。でも、そこやっぱり大事ですから。つまり過大な負担を地元の人たちに与えてしまってもいけないし、といってあなた任せになってしまっても継続難しいですよね。そこはやっぱりバランスはとれますので。

○加藤文男（副委員長）

ただ、そのハイリスクというのも、人によって1億がリスクなのか、1万円がリスクなのかというのもあるので、もっと事業内容や事業規模が固まっていった時点で、事務局といいますか、コンサルが全体としてどうでしょうかというところまで、リスクということについての定数化、今のこの段階で定数化することは難しいような気がしますけれども。

○小野明（委員）

わかりました。

○加藤文男（副委員長）

すみません、別に発想をとめるわけではないですけれども。

○小野明（委員）

いや、よくわかりますけれども。ただ、一番最初のこの会議の議論が、まず吉田区が主体的に取り組んでというのが一つたしかペーパーにも入っていたような気がしたので、それがこの評価の支援の中に入っていたから、いいのかなと思ったわけです。そこで読み取ることであれば、それはそれで、私は結構です。

○福川裕一（委員長）

今の3つに対して。

○川砂智行（事務局）

2つ目ですが、Cの排熱等の利用関係なのですが、これは収益に直結するようなことをイメージしてここで掲げているのですけれども、そのほか防災の関係でも排熱利用できるという幅広いとり方ができてしまうので、その点をということなのですけれども、防災関係での排熱利用というのは、あくまでそれが中心となる取り組みということよりかは、副次的な取り組みになろうかと思いますので、ここで掲げているA、B、Cというのは、その事業、取り組みの核というか、メインになり得るものということで設定をさせていただいて、それを前提に評価をしたいと考えております。

確かに小野委員のおっしゃったような誤解が生じる可能性もあるので、その辺はほかの項目も含めて、適宜コメントを加えていきたいと思います。

最後に、集客等の等なのですが、これは先ほど渡邊委員からご説明をいただいたところなのですが、集客とかにぎわいとか、あと収益、そういうったものを担って、等にしているのですけれども、この辺の表現もちょっと後ほど、中ポツを使いながらよりわかりやすくする方法を含めて、考えたいと思います。

以上です。

○渡邊忠明（委員）

この2と4の片仮名書きの片括弧、やっぱり重いものから並べていただきたいなと。要するにキの非常に重要な周辺住民が安定的にというので、収益性。これはやっぱりア、イ、ウくらいに来るのかなと。それで、にぎわい、雇用というのは、景観の維持より大事ではないかなというふうに感じますし、④に行くと、土地利用のコントロールというのは、もっと上に行って、インフラの上くらい、あるいは農業の担い手の上くらいという、そんな感じがします。重みからいきますと。

○川砂智行（事務局）

では、そういう形で、その並び順についても配慮を進めていたほうがいいということであれば、この資料につきまして、またちょっと一部修正する形で次回会議に臨むことになろうと思いますので、それまでの間に一旦事務局のほうで、改めて内容をかみ砕いて、順番のほうを精査することによろしいでしょうか。

○小野明（委員）

これ難しいですよね。このアの対外的及び次世代に対し、誇りを持てるこって。誇りを持てないインフラ整備とか、誇りを持てない複合施設とか、誇りを持てない排熱の展開というのはないといいますか、書きようがないですよね。ここだけ抽象的ですよね。

○福川裕一（委員長）

志を書いたのではないですか。

○小野明（委員）

意気込みというか、気持ちはわかるのですけれども。

○川砂智行（事務局）

すみません、記入する内容につきましては、そのA、B、C、それぞれを相対的に比較する記述を書ける項目もあれば、絶対評価をするような項目もあれば、あとは評価そのものがなじまないで、その取り組みの特徴しか書けないものだと、いろんなものが混在してしまうとは思います。ですから、全ての項目に丸、バツ、三角みたいな判定が入れられないとは思っております。

以上です。

○福川裕一（委員長）

これは、最初にブレーンストーミングで、山のようにインフラの項目とかアイデアが

出まして、それから出発して整理しようということが全体としてあったので、最後こういう整理になってくるのはしようがないかなと思いますけれども。ちょっと決着つけるために頑張ってみてください。

○黒須良次（委員）

評価項目のほうなのですけれども、②の方のところに雇用と就労の場の創出とあるのですけれども、一番最初に大谷委員のほうから、要するに吉田区は今人口が減っていて、減り続ける予想があると。それから、高齢化が進んでいると。吉田区に住む人がふえないと、お祭りも継続しないし、コミュニティも継続しないということで、ただなぜ、それは雇用と就労が確保されればいいのかどうかという話があると思うのです。そうではないのではないかと思うのです。前回もちよつとお話をさせてもらったのですけれども、やはり市街化調整区域内ですし、要するに集落の中で家を建てようとしたときに、建てられる人は、権利を持った方は少なくて、そういう方、要するに新たにやはりそこの中に若い人が住んでいけるような、そういう法規制に今なっていないわけですよね。では、やはり新たな人が吉田区の中に住めるには、何らかの新たにそういう人たちが住み続いているといけるというような施策というのがないと、人がたくさん集まって、みんなお金を落してくれても、従業員はほかから来ている人ですというのでは、吉田区の集落は持続性がないということになってしまいますので、人口の維持増進に貢献するとか、居住の場の確保とか、そういう要素をやはり評価に入れるべきではないかなという感じがするのですけれども。

○福川裕一（委員長）

コミュニティの何かというのでしょうかね、きっと。

○黒須良次（委員）

結局要するに家がないと住めないわけです。宅地がないと住めないのでありますけれども、ではあと100世帯なり200世帯ふやそうと思ったときに、ふやせるかというと、今の法規制の中ではふやせないですよね。

○福川裕一（委員長）

法律の問題がありますからね。

○川砂智行（事務局）

黒須委員おっしゃったようなそのご懸念を、どのように解消する方向に持っていくかというのは、評価の話ではなくて、地域振興策の取り組みのほうの話になろうかとは思っております。ただ、今おっしゃった切り口につきましては、④番のア）のところで、これちょっと文言をこれまでの内容から変えているのですが、少子高齢化というところで、括弧書きのほうになってしまいますが、地域社会の永続というのを今回追加させていただきました。その観点から、今ご懸念を持っているような内容は記入できるかと思いますので、そういう形のまとめでよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○黒須良次（委員）

結構です。ただ、それには総合パッケージの中の項目として、それに対応できるような施策、今あるかというと、多分ないのではないかと私は思っています。そうすると、やはりパッケージの中の1つの提案なのですけれども、やはり集落地域において、地区計画、都市計画法上の地区計画、その地区の中のまちづくりの都市計画をつくられたほうがいいのではないかというふうに思います。そうすれば、その中で建築、宅地としての新たな土地利用の可能性も相当生まれてくるのではないかというふうに思った次第です。ですから、パッケージの中に地区計画の検討ですか、持続性ある吉田区づくりの地区計画、定住できる、住み続けられる吉田区のための地区計画の策定ですか、そういう項目もメニューとしてあつたらいいのではないかなというふうにちょっと思っております。

○渡邊忠明（委員）

そうすると、力）は土地利用のコントロールではなくて適正化という。要するに活用を含めた表現がふさわしいかもしれません。

○小野明（委員）

地域振興策と、そのように申し上げたのですけれども、やっぱり時間軸というのはすごく大事かなと思っておりまして、今すぐにできるもの、あるいはまさに今と関係しますが、法整備が必要なもの、あるいはいろんな条件、それは課題という欄で書けばするかもしれませんけれども、つまり短期的にできそうなものと中期的にまたがるものと、長期的なまたがるものというのが、例えばインフラ整備を中心に、インフラ整備でも複合施設でもあると思うのです。あるいは排熱のほうもあるかもしれませんけれども、何かそういう時間軸、つまり短期、中期、長期、ちょっと漠然とした期間になってしまふかもしれませんけれども、何かそういう項目でなくていいいのかどうかというのは一つ気になったのですけれども、時間軸というものですよね。

○福川裕一（委員長）

今の書き方で、何かうまくやっていくのでしょうかね、長期的には。

○川砂智行（事務局）

では、よろしいですか。時間軸の考え方につきましては、たしか前々回ですか、小野委員からご指摘をいただいた記憶があるのですけれども、その時間軸の考え方の設定と、そのほかの情報をいろいろと、表現するとかなり資料が煩雑な見え方になってしまいまして、それで実はもう既に皆様に資料提出しているのですが、地域振興策の展開スケジュールというものを、そのスケジュールに特化したものをお渡しております。ある意味では、その資料を見比べていただきながら、ちょっとイメージを持っていただかざるを得ないのかなというふうに事務局としては考えております。

○福川裕一（委員長）

では、大体いろいろご意見が出ましたので、これについてはもう一回考えていただくことを基本にしていただいて。

次第7 その他

○福川裕一（委員長）

それでは、次第7番、その他ですが何かござりますか。

黒須委員、どうぞ。

○黒須良次（委員）

その他として、1つご提案させていただきたいことがございまして、少し話しをさせていただきます。

この事業は、先ほど建設候補地で、決定ではないというふうなお話がございましたけれども、まずスタートは、28名に上る多くの地権者さんが全員この建設候補地に応募しようということで、全員同意をして、それで応募されていると。これは非常に大事なことで、これがなければこの事業ここまで来ていないわけです。この合意というのは、公共用地として提供しますよと。それから、中間処理施設の建設について前向きに取り組んでいきますよという意思表示だと思うのです。ただ、このまま、かなり長期の大きな事業で、なおかつ周辺整備ということも展開していくと、どんどん事業の膨らみが出てきているという中で、改めて今考え直しますと、その行為というのは非常に大切なので、吉田区の地権者と、それから吉田区そのものの結束力のたまものだということで、印西市民としても非常に敬服するとともに、非常に感謝しているところでもあります。

ただ、結束力で、うまくこの先、事業を合意し、順調に進んでいったときに、では用地買収を始めますといった段階で、必ず契約行為が伴ってきて、加藤副委員長も非常にご苦労されていると思うのですが、用地賠償というのは個別にやらなければいけないわけです。そうすると、いろんな事情が出てくると思うのです。例えば、今高齢化社会の中で、亡くなってしまうと、相続の問題が起き、権利が分散すると。あるいは認知症になって、契約そのものができなかつたり、代理人を立ててもなかなかうまくいかなかつたり、裁判所が許可してくれないと、いろんなことがあると思うのです。これは、第三者がまた転売されるかもしれない。いろんなことがあると、この合意そのものが、すぐにでも崩れる可能性があるのです。そうしますと、これは吉田区にとっても、賛成されているこの皆さんにとってもよくないし、それから事業そのものも進行管理がなかなか難しくなって、これだけ前向きにいろいろな事業を進めている中で、最初のところが瓦解してしまえば、全体的に影響を及ぼすと思うのです。

改めてそこら辺の合意の保全というのを、保護するというような仕組みがあると思うのです。昔は取引が起こる前に売買を予約してしまうよという契約があったと思うのですけれども、これは今の社会の中では、先ほど申しましたように、取引のところの段階になったときに、結局、相続とか、あるいは第三者に転売してしまう、あるいは認知症になってしまいうリスクは全く変わらないので、これは余り意味がないのです。

そうすると、基本的にはいい方法がないかということを考えたときに、この合意をきちんと保全して、用地もそのまま欠落しないようにするには、今まちづくりの中で使われている信託という方法をうまく使って、合意と財産をきちんと丸ごと保管できて、では用地買収するというときに、速やかに預けた意思のまま事業者さんが取得できるというような形で、法律的に保護するような仕組みをうまく使う必要があるのではないかと私は思っておりまして、去年の今ごろ、実はその方法を提案させていただいたのです。

ところが、公共事業者が当事者になるということはなかなか使いづらいのではないかというようなことが多分あったと思うのです。であれば、中立的な立場に立てるその受託者が、通常は銀行とか、信用ある機関なのですけれども、地域でいけば農業の組合さんがあって、農協さんが受託者になって保管してあげることもできるでしょうし、あるいは業者の免許を受けた信託会社さんが一時保管して、地権者のかわりに組合に譲渡するという形もできると思うのです。信託期間中に相続が起つたり、あるいは権利の売却というのもできますけれども、売却が起こっても用地としては確保できるというような仕組みになりますので、ぜひ建設候補地の皆さん、地権者さん自身のためにも、組合の事業のためにも、そういう保護措置をとられたほうがいいのではないかという提案です。

それで、なぜまたここで蒸し返して、これを提案するかといいますと、去年か一昨年、同じような案件で、マンションの建替えが都内であったのです。マンションの建替え、合意するのは非常に大変ですよね。ところが、結束をしてマンション建替え合意して、では建替えましょうとなったときに、売買取引に問題があったのです。合意はできたのです。要するに吉田区と同じなのです。ところが、売買のときに誰か1人が亡くなられてしまって契約ができないということで、では相続人と契約ということになって、結局相続人は認知症の方になってしまったということで、せっかくの大切な合意ができたにもかかわらず契約ができないために、建物の工事ができなくなって、1年近く延期になった。その間、ですから事業者も、それから住んでいる方々も非常に迷惑というか、大変な思いをしたわけです。

それと全く同じことが、ここでも同じようなことがあり得ると改めて思ったものですから。ですから、その対策というのはとれるので、あらかじめ信託という形で保管していくということ、それから保管者は中立的な立場にある信頼ある機関に委ねるというよ

うな方法の検討を、どちらの委員会でやるかわからないですけれども、その検討だけは進めて、これはいいなということであれば、ぜひそれは活用する方向で前向きに取り組めればいいのかなというふうに思いました。

○福川裕一（委員長）

どうもありがとうございました。

○渡邊忠明（委員）

雑談でその話を黒須委員から1回目に、開会前にお聞きしました。私ある会社の不動産の責任者やっていて、米軍から土地が返ってきました。ですが、ある事情で、行政機関から、600ヘクタール凍結されて、その凍結を何とか解除して、昔の中央道路を復元したかったのですが、今様だと昔の細い道路ではダメで、拡幅しようとした。ところが、かなり広い面積を反社会的勢力に所有権が移転していて、そこを迂回するクランク道路にせざるを得なくなるというお話をちょっと申し上げたことがあるので、私も黒須委員の今のお話、身に詰まされたことがあるので、多分施設整備基本計画検討委員会のマターかもしれませんけれども、これは真剣に考えてほしいなと思います。

○福川裕一（委員長）

今提案がありました。では、調べてみていただけますか。

○川砂智行（事務局）

今、黒須委員のほうから改めてご提案があった件なのですけれども、一度たしか意見書という形で、施設整備基本計画のほうにご提出いただいている内容を、一部その内容をアレンジしてというようなお話だったので、本委員会とは直接関係性がないので、後で個別に黒須委員と打ち合わせさせてもらえばと思います。

○福川裕一（委員長）

それでは、大体これできょうのご意見は、出尽くしましたか。

はい。

○渡邊忠明（委員）

事務局から地域振興の資料をいろいろといただいて、このネタは福川委員長が、かかわられた香川県の高松市の開発も含めた地域に希望ありと、増田寛也さんと対極的な、地方消滅に対する対極的で、いやいや地方頑張っているよといういい本なのですけれども、その本に沿ったネタが大変多くて非常にうれしかったのですが、1点大きな誤りがあるので、立場上申し上げさせていただきますが、下條村の驚くべき村民力の5の3ページのところで、下條村は下水道事業のための独自性を発揮していたと。国や県が推進する公共下水道や農業集落排水でなく、合併浄化槽、これは合併処理浄化槽が正しいのでしょうかけれども、選択したのであると。ランニングコストなどを勘案し、後者のほうが住民や村にとってよいと判断したからです。いわば国策と一線を画す行動で、地方自治体の常識ではあり得ない選択だったと。このいわば以下が実は間違いで、私が水質保全局の室長のときに、当時の建設省、農林水産省、厚生省、環境庁と集まって、要するにコンパクトな大きいところは公共下水道、小さいところは農業集落の施設、それか厚生省所管のし尿処理施設、そしてぼつぼつあるところは合併処理浄化槽と。この当時は合併処理浄化槽、たしか国が補助金を持っていました時代なので、ちょっとこの点だけは誤りであると。

○福川裕一（委員長）

本が間違えているのですか。

○渡邊忠明（委員）

いえ。ただ、これと一緒に送っていただいたネタは、福川先生ご活躍の高松も入れた大江正章という地域に希望ありという線に沿ったネタが多いので非常にうれしかったのですが、ただ一点、ここだけはちょっと私の立場としては見逃すことができなくて、こ

の前も合併浄化槽だけ言葉残しておいてと、この場でも申し上げた関係上、一言余計なことを言わせていただきました。

○福川裕一（委員長）

ありがとうございました。

あと、事務局ですか。

○川砂智行（事務局）

それでは、最後にご連絡1点ございます。

次の会議でございますが、12月20日日曜日の13時からとなります。開催通知は後日送付いたします。

以上でございます。

次第8 閉会

○福川裕一（委員長）

では、きょうはどうもありがとうございました。

本日の会議はこれで閉会いたします。

ご苦労さまでした。